



国土交通省

東北運輸局秋田運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：秋田県政記者会》

令和6年4月8日
国土交通省 東北運輸局 秋田運輸支局

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令を発しました。

令和5年11月29日及び同年12月7日に東北運輸局及び東北運輸局秋田運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：浮田産業交通 株式会社 代表取締役 浮田 忠勝
(法人番号：1410002005368)
秋田県秋田市新屋町字渋谷地96番地14

営業所：北浦営業所
秋田県男鹿市北浦北浦字忍田78番地1

2. 行政処分等年月日 令和6年4月1日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

令和6年4月8日から令和6年5月7日まで(2両×30日)

4. 違反の概要

① 運賃又は料金の收受違反

(道路運送法第9条の2第1項)

以上

《問い合わせ先》

東北運輸局 秋田運輸支局 輸送・監査部門
担当：中山、後藤

TEL：018-863-5813

(ダイヤルイン「3」)